
市民的及び政治的権利に関する国際規約

配布：一般

2014 年 12 月 16 日

原文：英語

自由権規約委員会

一般的意見 35 号

第 9 条（身体の自由及び安全）*

I. 総論

1. 本一般的意見は、1982 年に採択された一般的意見 8 号（第 16 会期）に代わるものである。

2. 第 9 条は、身体の自由及び身体の安全の両方を認め、保護している。世界人権宣言では、第 3 条が、すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有すると宣言している。これは、世界人権宣言により保護される最初の実体的権利であり、規約第 9 条が個人及び社会全体の両方にとって極めて重要であることを示している。身体の自由及び安全は、それ自体としても、また、身体の自由及び安全の剥奪が歴史的に他の権利の享有を害するための主要な手段となってきたことから、非常に重要である。

3. 身体の自由とは、身体の監禁からの自由に関するものであり、行為の一般的自由に関するものではない¹。身体の安全とは、身体及び心に対する傷害、あるいは身体的又は精神的完全性(integrity)に対する傷害からの自由に関するものであり、この点については下記パラグラフ 9 でさらに論じる。第 9 条は、すべての者にこれらの権利を保障している。「すべての者」には、とりわけ、少年少女、兵士、障がい者、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダー、外国人、難民及び庇護希望者、無国籍者、移住労働者、有罪判決を受けた者並びにテロ活動に携わ

* （2014 年 10 月 7 日から 31 日までの）第 112 会期において、委員会により採択された。

¹ 854/1999, Wackenheim v. France 事件, パラグラフ 6.3

った者も含まれる。

4. 第 9 条第 2 項ないし第 5 項は、身体的自由及び安全を保護するための具体的な保護手段を掲げている。第 9 条の中には、刑事訴追に関してのみ適用される条項（第 2 項の一部及び第 3 項の全部）もある。しかし、その他の条項、特に第 4 項に規定されている重要な保障（拘留の合法性(legality)について裁判所の審査を受ける権利）は、自由を奪われたすべての者に適用される。

5. 自由の剥奪は、第 12 条の移動の自由に対する単なる妨害と比べて、より狭い空間内でのより厳格な行動の制限を伴う²。自由の剥奪の例には、警察の留置、「アライゴ (arraigo)」制度（訳注：組織犯罪への関与が疑われる個人について、訴追することなく最大 80 日間にわたって予防的に拘留する制度）³、再度の拘留 (remand detention)（訳注：起訴されたが裁判が終了していない段階の被告人を拘留する制度）、有罪判決後の拘禁、自宅軟禁⁴、行政収容、強制入院⁵、施設での子どもの監護、空港の制限区域での監禁⁶及び強制的な移送⁷が含まれる。また、すでに拘留されている者に対するさらなる制約、例えば、独房監禁や身体抑制装置の使用も含まれる⁸。兵役期間中の場合、民間人であれば自由の剥奪に該当するであろう制約でも、その制約が通常の兵役の要件を超えず又は当該締約国の軍隊内における生活の通常の状態から逸脱しないときには、自由の剥奪に該当しない場合がある⁹。

6. 身体的自由の剥奪は、自由な同意がないものをいう。捜査に協力するために任意で警察署に行く者及びいつでも自由に退席できると知っている者は、自由を奪われてはいない¹⁰。

7. 締約国は、第三者による自由の剥奪に対し、身体的自由についての権利

² 263/1987, González del Río v. Peru 事件, パラグラフ 5.1 及び 833/1998, Karker v. France 事件, パラグラフ 8.5.

³ メキシコ政府審査の総括所見(CCPR/C/MEX/CO/5, 2010 年)パラグラフ 15 を参照。

⁴ 1134/2002, Gorji-Dinka v. Cameroon 事件, パラグラフ 5.4 また、英国政府審査の総括所見(CCPR/C/GBR/CO/6, 2008 年)パラグラフ 17(16 時間にも及ぶ外出禁止令を含む管理命令(control orders))も参照。

⁵ 754/1997, A. v. New Zealand 事件, パラグラフ 7.2 (メンタルヘルス)。また、モルドバ共和国政府審査の総括所見(CCPR/C/MDA/CO/2, 2009 年)パラグラフ 13 (伝染病) も参照。

⁶ ベルギー政府審査の総括所見(CCPR/CO/81/BEL, 2004 年)パラグラフ 17 (国外追放手続中の移住者の拘留) を参照。

⁷ R.12/52, Saldías de López v. Uruguay 事件, パラグラフ 13

⁸ チェコ共和国政府審査の総括所見(CCPR/C/CZE/CO/2, 2007 年)パラグラフ 13 及び大韓民国政府審査の総括所見(CCPR/C/KOR/CO/3, 2006 年)パラグラフ 13 を参照。

⁹ 265/1987, Vuolanne v. Finland 事件, パラグラフ 9.4

¹⁰ 1758/2008, Jessop v. New Zealand 事件, パラグラフ 7.9–7.10

を保護するための適切な措置を講じる義務を負っている¹¹。締約国は、領域内で実行される個人の犯罪者又は武装集団やテロリスト集団等の不正な集団による誘拐又は抑留から個人を保護しなければならない。締約国はまた、雇用者、学校、病院等の適法な(lawful)団体による違法な自由の剥奪からも個人を保護しなければならない。締約国は、領域内での他の国家の行動による自由の剥奪から個人を保護するための適切な措置を講じるよう最善を尽くすべきである¹²。

8. 私人又は私的団体が締約国により逮捕又は抑留の権限を行使することを許され、認められている場合でも、締約国はなお、第 9 条を厳守し、厳守を確保する責任を負っている。締約国は、これらの権限を厳格に制限しなければならない、また、これらの権限が誤用されないよう、そして恣意的な又は違法な(unlawful) 逮捕又は抑留を導かないよう確保するための厳格で効果的な管理体制を備えなければならない。締約国はまた、恣意的な又は違法な逮捕又は抑留が生じた場合の被害者のための効果的な救済措置も備えなければならない¹³。

9. 身体の安全についての権利は、意図的に身体的又は精神的な傷害を負わされることから個人を保護するものであり、被害者が抑留されているか否かは問わない。例えば、締約国の公務員が不当に身体的な傷害を負わせた場合、その公務員は、身体の安全についての権利を侵害したといえる¹⁴。身体の安全についての権利はまた、締約国に対して、公共の場における個人に対する死の脅迫に対して適切な措置を講じること、そして、より一般的には、政府の又は私的な行為者によって生じる生命又は身体的完全性(integrity)に対する予測可能な脅威から個人を保護することも義務付けている¹⁵。締約国は、将来の傷害を防止する措置及び刑事法の執行等過去の傷害に対応するための遡及的な措置の両方を講じなければならない。例えば、締約国は、人権擁護者やジャーナリストに対する脅迫、証人に対する報復、ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力、軍隊内の徴集兵に対するいじめ、子どもに対する暴力、性的指向又は性同一性に基づく人に対する暴力¹⁶及び障がい者に対する暴力¹⁷といった被害者のカテゴリーに対する暴力のパターンに適切

¹¹ イエメン政府審査の総括所見(CCPR/C/YEM/CO/5, 2012 年)パラグラフ 24 を参照。

¹² 319/1988, Cañón García v. Ecuador 事件, パラグラフ 5.1–5.2

¹³ グアテマラ政府審査の総括所見(CCPR/C/GTM/CO/3, 2012 年)パラグラフ 16 を参照。

¹⁴ 613/1995, Leehong v. Jamaica 事件, パラグラフ 9.3

¹⁵ 1560/2007, Marcellana and Gumanoy v. Philippines 事件, パラグラフ 7.7 また、締約国が、被害者を殺害する権限を与えるファトワー(fatwa)又はそれ類似の死刑宣告を発することにより、領域外にいる者に対して管轄権を行使すると主張する場合、締約国は、身体の安全についての権利を侵害している。イラン・イスラム共和国政府審査の総括所見(CCPR/C/79/Add.25, 1993 年)パラグラフ 9 及び下記パラグラフ 63 (領域外適用について論じている)を参照。

¹⁶ エルサルバドル政府審査の総括所見(CCPR/CO/78/SLV, 2003 年)パラグラフ 16 を参照。

¹⁷ ノルウェー政府審査の総括所見(CCPR/C/NOR/CO/6, 2011 年)パラグラフ 10

に対応しなければならない。締約国は、法の執行における不当な有形力の行使を防止及び救済し¹⁸、民間警備隊による暴行及び銃器の過度な入手可能性から生じる危険から人々を保護すべきである¹⁹。身体の安全についての権利は、身体的又は精神的な健康に対するすべての危険に対処するわけではなく、民事的又は刑事的手続の対象となることによる間接的な健康への影響とは関係がない²⁰。

II. 恣意的な抑留及び違法な抑留

10. 身体の自由についての権利は、絶対的なものではない。第 9 条は、例えば刑事法の執行といった自由の剥奪が正当化される場合もあると認めている。第 1 項は、自由の剥奪は恣意的であってはならず、法の支配を遵守して実施されなければならないと規定している。

11. 第 1 項の第 2 文は、恣意的な逮捕及び抑留を禁じており、一方、第 3 文は、違法な自由の剥奪（すなわち、法律で定める理由及び手続によらない自由の剥奪）を禁じている。この二つの禁止事項は、逮捕又は抑留が、適用法令に違反しているが恣意的ではない場合、法律上許容されているが恣意的である場合、又は恣意的かつ違法である場合に重なり合っている。法的根拠を完全に欠く逮捕又は抑留は、恣意的でもある²¹。判決で言い渡された刑期を超過した受刑者の無権限の監禁は、違法であると同時に恣意的である²²。その他の形態の抑留の無権限の延長についても同じことがいえる。裁判所の釈放命令を無視して継続して被抑留者を監禁することは、違法であると同時に恣意的である²³。

12. 逮捕又は抑留が、国内法により許容されているにもかかわらず、恣意的な場合もある。「恣意性」の概念は、「法律違反」と同等に扱うべきではなく、不適切かどうか、不正義かどうか、予測可能性及び法に基づく適正手続（デュー・プロセス）²⁴が欠如していないかという要素並びに合理性、必要性及び比例性(proportionality)の要素も含めてより広く解釈されなければならない。例えば、刑事訴追にお

¹⁸ 613/1995, *Leehong v. Jamaica* 事件, パラグラフ 9.3 また, 法執行官による有形力の行使及び銃器の使用に関する基本原則 (Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials)(1990 年)を参照。

¹⁹ フィリピン政府審査の総括所見(CCPR/C/PHL/CO/4, 2012 年)パラグラフ 14 を参照。

²⁰ 1124/2002, *Obodzinsky v. Canada* 事件, パラグラフ 8.5

²¹ 414/1990, *Mika Miha v. Equatorial Guinea* 事件, パラグラフ 6.5

²² ブラジル政府審査の総括所見(CCPR/C/BRA/CO/2, 2005 年)パラグラフ 16

²³ 856/1999, *Chambala v. Zambia* 事件, パラグラフ 7.3

²⁴ 1134/2002, *Gorji-Dinka v. Cameroon* 事件, パラグラフ 5.1 及び 305/1988, *Van Alphen v. Netherlands* 事件, パラグラフ 5.8

ける再度の抑留は、すべての状況を考慮して、合理性かつ必要性がなければならぬ²⁵。裁判によって一定期間の刑罰が科される場合を除き、あらゆる形態の抑留を継続する決定は、抑留の継続を正当化する事由についての定期的な再評価がなされない場合、恣意的である²⁶。

13. 「逮捕」とは、自由の剥奪を開始する身体の勾引(apprehension)をいい、「抑留」とは、逮捕により始まり、勾引から釈放までの間継続する自由の剥奪をいう²⁷。第 9 条にいう逮捕は、国内法で定義されている正式な逮捕を伴う必要はない²⁸。例えば、関連性のない被疑事実に基づく抑留のように、すでに抑留中の者に追加的に自由の剥奪が課される場合、その自由の剥奪の開始も、逮捕に該当する²⁹。

14. 規約は、身体を自由を奪うことが許容される理由を列挙しているわけではない。第 9 条は、刑事訴追における個人の抑留が許容されることを明示的に認めており、第 11 条は、契約上の義務を履行することができないことを理由とする拘禁を明示的に禁止している³⁰。自由の剥奪を伴うその他の制度もまた、法律で定められなければならない、恣意的な抑留を防止する手続を伴わなければならない。法律で定める理由及び手続は、身体を自由についての権利を損なうものであってはならない³¹。その制度は、適用可能な保護を伴うことなく刑罰に等しい価値のものを与えることによって、刑事司法制度の制限の潜脱となるものであってはならない³²。主に第 7 条及び第 10 条により抑留の条件が定められているものの、被抑留者の取り扱い方が、その者が抑留されている表面上の目的と関連しない場合、抑留が恣意的となる場合もある³³。十分な説明も独立した手続的保護手段もなく、法廷侮辱罪を理由として

²⁵ 1369/2005, *Kulov v. Kyrgyzstan* 事件, パラグラフ 8.3 刑事事件の公判前の抑留については、下記IV節でさらに論じる。

²⁶ 1324/2004, *Shafiq v. Australia* 事件, パラグラフ 7.2

²⁷ 631/1995, *Spakmo v. Norway* 事件, パラグラフ 6.3

²⁸ 1460/2006, *Yklymova v. Turkmenistan* 事件, パラグラフ 7.2–7.3 (事実上の自宅軟禁) 及び 1096/2002, *Kurbanova v. Tajikistan* 事件, パラグラフ 7.2 (逮捕状に先立った抑留)

²⁹ 635/1995, *Morrison v. Jamaica* 事件, パラグラフ 22.2–22.3 及び 1397/2005, *Engo v. Cameroon* 事件, パラグラフ 7.3

³⁰ 詐欺等の民事法上の債務に関連する刑事犯罪を理由とする抑留は、第 11 条に違反せず、恣意的な抑留に該当しない。1342/2005, *Gavrilin v. Belarus* 事件, パラグラフ 7.3

³¹ 1629/2007, *Fardon v. Australia*, パラグラフ 7.3

³² 同上, パラグラフ 7.4 (a)–7.4 (c) また、アメリカ合衆国政府審査の総括所見(CCPR/C/USA/CO/3/Rev.1, 2006 年)パラグラフ 19 並びに一般的意見 32 号パラグラフ 15 及び 18 を参照。

³³ 1629/2007, *Fardon v. Australia* 事件, パラグラフ 7.4 (a) (先立つ判決宣告と同じ拘禁制度の下での名目上の民事的抑留) また、ベルギー政府審査の総括所見(CCPR/CO/81/BEL, 2004 年)パラグラフ 18 (刑務所の精神科別棟における収容) 及び英国政府審査の総括所見(CCPR/CO/73/UK, 2001 年)パラグラフ 16 (庇護希望者の刑務所における抑留) を参照。

拘禁という極めて厳しい制裁を課すことは、恣意的である³⁴。

15. 締約国が、刑事訴追上の起訴を意図することなく安全上の抑留（行政上の抑留又は強制収容として知られることもある）を課す限り³⁵、委員会は、当該抑留が恣意的な自由の剥奪の重大な危険を生じさせるものだと考える³⁶。安全上の抑留は、刑事司法制度を含む脅威に対処する他の効果的な措置が利用可能であろう場合には、通常、恣意的な抑留に該当するであろう。最も例外的な状況下で、現在の直接的かつ緊急の脅威が、その脅威を生じさせたと考えられる者の抑留を正当化する程度に生じた場合、その者が当該脅威を与えていること及び代替措置では対処できないことを示す立証責任は、締約国側にあり、かつ、抑留が長くなるにつれて締約国側の立証責任もその分増す。締約国はまた、抑留が絶対的に必要な期間以上は続かないこと、可能性のある抑留の全体の期間が制限されていること及び締約国がすべての事案において第 9 条に規定されている保障を完全に遵守することを示す必要がある。裁判所又は司法府と同様の独立性及び公平性の特性を備えるその他の裁定機関による速やかかつ定期的な審査は、これらの条件を満たすために必要な保障である。また、独立した法的助言を受けられること（被抑留者によって選任されることが望ましい）及び最低でも決定の根拠となる証拠の最重要部分が被抑留者に開示されることも必要な保障である³⁷。

16. 恣意的な抑留の顕著な例には、容疑者の家族でその者自身は何の法律違反にも問われていない者を抑留すること、人質にとること及び賄賂を強要する目的又はその他類似の犯罪目的で逮捕することが含まれる。

17. 規約で保障されている権利の正当な行使を処罰する逮捕又は抑留は、恣意的である。当該権利には、意見及び表現の自由（19 条）³⁸、集会の自由（21 条）、結社の自由（22 条）、宗教の自由（18 条）及びプライバシーの権利（17 条）が含まれる。第 2 条第 1 項、第 3 条又は第 26 条に違反する差別的な理由による逮捕又は抑留も原則として恣意的である³⁹。第 15 条に違反する抑留による遡及的刑罰は、恣意的な

³⁴ 1189/2003, *Fernando v. Sri Lanka* 事件, パラグラフ 9.2 及び 1373/2005, *Dissanakye v. Sri Lanka* 事件, パラグラフ 8.3

³⁵ 本パラグラフは、安全上の抑留に関するものであり、下記パラグラフ 21 で扱う有罪判決後の予防的な抑留の形態又は犯罪人引渡し若しくは入国管理を目的とした抑留（下記パラグラフ 18 を参照）に関するものではない。

³⁶ コロンビア政府審査の総括所見(CCPR/C/COL/CO/6, 2010 年)パラグラフ 20 及びヨルダン政府審査の総括所見(CCPR/C/JOR/CO/4, 2010 年)パラグラフ 11 を参照。

³⁷ 規約第 9 条と規約第 4 条及び国際人道法の関係については、下記パラグラフ 64～67 を参照。

³⁸ 328/1988, *Zelaya Blanco v. Nicaragua* 事件, パラグラフ 10.3

³⁹ 1314/2004, *O'Neill and Quinn v. Ireland* 事件, パラグラフ 8.5（違反はないとした事案）また、ホンジュラス政府審査の総括所見(CCPR/C/HND/CO/1, 2006 年)パラグラフ 13（性的指向に基づく抑留）及びカメルーン政府審査の総括所見(CCPR/C/CMR/CO/4, 2010 年)パラグラフ 12（同意の上での成人の同性間

抑留に該当する⁴⁰。強制失踪は、規約の多数の実体的及び手続的規定に違反し、恣意的な抑留の特に悪質な形態を構成する。明らかに不公平な裁判の後の拘禁は恣意的であるが、第 14 条に掲げられた刑事事件の被告人のための個々の手続保障の違反のすべてが、恣意的な抑留となるわけではない⁴¹。

18. 入国管理の手続過程における抑留は、それ自体が恣意的とはいえないが、当該抑留は、諸事情に照らして合理性、必要性及び比例性(*proportionate*)があるとして正当性が認められなければならない、期間の延長の際には再評価されなければならない⁴²。違法に締約国の領域に入った庇護希望者は、彼らの入国について記録し、彼らの主張を記録し、疑いがある場合には身元を特定するために、初期の短期間、抑留され得る⁴³。彼らの主張の審理中もさらに抑留することは、逃亡の個別的蓋然性、他者に対する犯罪の危険又は国家安全保障に反する行為の危険といった個人特有の特別な理由がない場合、恣意的になるだろう⁴⁴。決定に際しては、事案ごとに関連要素を考慮しなければならない、広範な類型の強制的なルールに基づくものであってはならない。また、決定に際しては、逃亡を防止するための報告義務、身元引受人又はその他の条件など、同じ目的を達成する上でより権利侵害の小さい手段を考慮に入れなければならない。さらに、決定は、定期的な再評価及び司法審査を受けなければならない⁴⁵。移住者の抑留に関する決定においては、身体的又は精神的健康に対する抑留の影響も考慮に入れなければならない⁴⁶。いかなる必要な抑留も、適切で、衛生的で、刑罰的でない施設で行われるべきであり、刑務所で行われるべきではない。無国籍又はその他の障壁のために締約国が個人を追放できないことは、無期限の抑留を正当化するものではない⁴⁷。子どもは、抑留の期間及び条件に関して子どもの最善の利益を第一に考慮し、また、付き添いのない未成年者の甚だしい脆弱性及び養護の必要性を考慮して、最後の解決手段として最も短い適当な期間でない限り、自由を奪われるべき

性行為を理由とした拘禁)を参照。

⁴⁰ 1629/2007, *Fardon v. Australia* 事件, パラグラフ 7.4 (b)

⁴¹ 1007/2001, *Sineiro Fernández v. Spain* 事件, パラグラフ 6.3 (上級裁判所による有罪判決の再審査の欠如は、第 14 条第 5 項には違反するが、第 9 条第 1 項違反とはならないとされた事案)

⁴² 560/1993, *A. v. Australia* 事件, パラグラフ 9.3–9.4, 794/1998, *Jalloh v. Netherlands* 事件, パラグラフ 8.2 及び 1557/2007, *Nystrom v. Australia* 事件, パラグラフ 7.2–7.3

⁴³ 1069/2002, *Bakhtiyari v. Australia* 事件, パラグラフ 9.2–9.3

⁴⁴ 1551/2007, *Tarlué v. Canada* 事件, パラグラフ 3.3 及び 7.6 並びに 1051/2002, *Ahani v. Canada* 事件, パラグラフ 10.2

⁴⁵ 1014/2001, *Baban v. Australia* 事件, パラグラフ 7.2 及び 1069/2002, *Bakhtiyari v. Australia* 事件, パラグラフ 9.2–9.3 また、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)「庇護希望者の抑留及び抑留の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン」(2012 年)ガイドライン 4.3 及び付属文書 A (抑留の代替措置について記載)を参照。

⁴⁶ 1324/2004, *Shafiq v. Australia* 事件, パラグラフ 7.3 並びに 900/1999, *C. v. Australia* 事件, パラグラフ 8.2 及び 8.4

⁴⁷ 2094/2011, *F.K.A.G. v. Australia* 事件, パラグラフ 9.3

ではない⁴⁸。

19. 締約国は、恣意的な抑留を避けるために、メンタルヘルスの分野における時代遅れの法律及び慣習を改正すべきである。委員会は、いかなる自由の剥奪にも本来備わっている害及び強制入院の状況下で生じる可能性がある特別な害を強調する。締約国は、監禁と比べてより制限的でない代替措置を提供するために、精神障がい者のための適当な地域社会を基盤とする又は代替的なソーシャルケアサービスの利用を可能にすべきである⁴⁹。障がいの存在それ自体をもって自由の剥奪が正当化されてはならず、むしろ、いかなる自由の剥奪も、本人を重大な害から保護し又は他人に対する傷害を防止する目的に照らして必要性及び比例性(*proportionate*)がなければならない⁵⁰。自由の剥奪は、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ適用されなければならない⁵¹。手続は、本人の見解を尊重することを確保し、またいかなる代理人も本人の希望及び利益を真に代理及び弁護することを確保すべきである⁵²。締約国は、施設に入っている人々に対して、抑留を正当化するものとして主張される目的にかなう取扱い及びリハビリテーションのプログラムを提供しなければならない⁵³。自由の剥奪は、適当な周期ごとに、その継続の必要性について再評価されなければならない⁵⁴。個人は、抑留の適法性(*lawfulness*)に関する初回及び定期的な司法審査を含む、自らの権利を回復するための効果的な救済措置を利用するにあたり、また、規約と相容れない抑留状態を防止するために、援助を受けなければならない⁵⁵。

20. 規約は、刑事事件において刑罰を科すにあたってのさまざまな仕組みと合致している。有罪判決を受けた被拘禁者は、自己の刑期が国内法に基づいて管理される権利を有している。仮釈放又はその他の形態の早期の釈放は、国内法に基づかなければならず⁵⁶、当該釈放は、第 9 条にいう恣意的な理由によって否定さ

⁴⁸ 1050/2002, *D. and E. v. Australia* 事件, パラグラフ 7.2 及び 794/1998, *Jalloh v. Netherlands* 事件, パラグラフ 8.2-8.3 また, 子どもの権利条約第 3 条第 1 項及び第 37 条(b)も参照。

⁴⁹ ラトビア政府審査の総括所見(CCPR/C/LVA/CO/3, 2014 年)パラグラフ 16 を参照。

⁵⁰ 1061/2002, *Fijalkowska v. Poland* 事件, パラグラフ 8.3 及び 1629/2007, *Fardon v. Australia* 事件, パラグラフ 7.3 また, ロシア連邦政府審査の総括所見(CCPR/C/RUS/CO/6, 2009 年)パラグラフ 19 及び障がい者の権利に関する条約第 14 条第 1 項(b)も参照。

⁵¹ 1061/2002, *Fijalkowska v. Poland* 事件, パラグラフ 8.3

⁵² チェコ共和国政府審査の総括所見(CCPR/C/CZE/CO/2, 2007 年)パラグラフ 14 を参照。また, 子どもの権利委員会の一般的意見 9 号パラグラフ 48 も参照。

⁵³ ブルガリア政府審査の総括所見(CCPR/C/BGR/CO/3, 2011 年)パラグラフ 10 を参照。

⁵⁴ 754/1997, *A. v. New Zealand* 事件, パラグラフ 7.2 また, 子どもの権利委員会の一般的意見 9 号パラグラフ 50 も参照。

⁵⁵ 1061/2002, *Fijalkowska v. Poland* 事件, パラグラフ 8.3-8.4, *A. v. New Zealand* 事件, パラグラフ 7.3 及び一般的意見 31 号パラグラフ 15

⁵⁶ 1388/2005, *De León Castro v. Spain* 事件, パラグラフ 9.3

れてはならない。当該釈放が条件付きで許可され、条件違反の嫌疑を理由として後に釈放が取り消される場合、その取消しはまた、法律に基づいてなされなければならない、恣意的であってはならず、特に、違反の重大性に照らして比例性を損なうもの(disproportionate)であってはならない。被拘禁者の将来の態度の予測は、早期の釈放を許可するかを決定する際の関連要素になる場合がある⁵⁷。

21. 刑罰が、処罰期間に続いて、他者の安全の保護を目的とした非処罰期間を含む場合⁵⁸、拘禁の処罰期間部分が終わった時点で、恣意性を避けるために、犯した罪の重大性及び被抑留者が将来類似の犯罪を行う可能性から生ずるやむをえない理由により追加的な抑留が正当化されなければならない。国家は、当該抑留を最後の解決手段としてのみ用いるべきであり、継続した抑留が正当化されるかどうかを決定する独立機関による定期的な審査が確保されていなければならない⁵⁹。締約国は、将来の危険を評価する際には、注意を払い、適切な保障を備えなければならない⁶⁰。当該抑留における処遇は、有罪判決を受けて服役している被拘禁者の処遇と区別されなければならない、被抑留者のリハビリテーション及び社会への再統合を目指すものでなければならない⁶¹。被拘禁者が有罪判決時に科された刑罰について満期まで服役した場合、第 9 条及び第 15 条は、刑罰の遡及的な増加を禁止しており、締約国が民事的抑留という名目の下で刑事的拘禁に等しい抑留を課すことによってその禁止を潜脱することは許されない⁶²。

22. 第 9 条第 1 項の第 3 文は、何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われないと規定している。逮捕又は抑留の実体的な理由は、法律で定められなければならない、過度に広範な又は恣意的な解釈又は適用を避けるために、十分明確に定義されるべきである⁶³。法律で認められていない自由の剥奪は、違法である⁶⁴。有効な(exécutoire)裁判所の釈放命令又は有効な恩赦にもかかわらず、継続して抑留することもまた、違法である⁶⁵。

⁵⁷ 1492/2006, Van der Plaats v. New Zealand 事件, パラグラフ 6.3

⁵⁸ 異なった法制度の下においては、当該抑留は、“rétention de sûreté” (フランス語)、 “Sicherungsverwahrung” (ドイツ語)、あるいは英語では「予防的抑留(preventive detention)」として知られているかもしれない。1090/2002, Rameka v. New Zealand 事件を参照。

⁵⁹ 同上, パラグラフ 7.3

⁶⁰ ドイツ政府審査の総括所見(CCPR/C/DEU/CO/6, 2012 年)パラグラフ 14 を参照。

⁶¹ 1512/2006, Dean v. New Zealand 事件, パラグラフ 7.5

⁶² 1629/2007, Fardon v. Australia 事件, パラグラフ 7.4

⁶³ フィリピン政府審査の総括所見(CCPR/CO/79/PHL, 2003 年)パラグラフ 14 (浮浪者法の漠然性)、モーリシャス政府審査の総括所見(CCPR/CO/83/MUS, 2005 年)パラグラフ 12 (テロリズム法)、ロシア連邦政府の総括所見(CCPR/C/RUS/CO/6, 2009 年)パラグラフ 24 (「過激派の活動」)及びホンジュラス政府の総括所見(CCPR/C/HND/CO/1, 2006 年)パラグラフ 13 (「違法な結社」)を参照。

⁶⁴ 702/1996, McLawrence v. Jamaica 事件, パラグラフ 5.5 「国内法で明確に定められていない理由によって個人が逮捕又は抑留された場合、合法性の原則に違反する。」

⁶⁵ 856/1999, Chambala v. Zambia 事件, パラグラフ 7.3 及び 138/1981, Mpandanjila et al. v. Zaire 事件,

23. 第 9 条は、法律で認められた自由の剥奪を実行する際の手続もまた法律で定められるべきであり、締約国は、法律で定められた手続の遵守を確保すべきだと規定している。第 9 条はまた、逮捕権限のある官憲を特定し⁶⁶又は令状が必要な場合を明記することにより⁶⁷逮捕手続を定めた国内規則を遵守するよう求めている。第 9 条はさらに、抑留を継続するための許可を裁判官又は他の官憲から得なければならない時期⁶⁸、個人を抑留してもよい場所⁶⁹、抑留された者が裁判所に連れて行かれなければならない時期⁷⁰及び法律による抑留の期間制限⁷¹を定めた国内規則も遵守するよう求めている。第 9 条はさらに、逮捕記録の作成⁷²や弁護人との接見の許可⁷³等、抑留された者のための重要な保護手段を規定した国内規則の遵守も求めている。これらの問題と関連しない国内手続規則違反は、必ずしも第 9 条の問題として提起されない場合もある⁷⁴。

Ⅲ. 逮捕の理由及び被疑事実の告知

24. 第 9 条第 2 項は、自由を奪われた者の利益となる二つの要件を課している。第一に、自由を奪われた者は逮捕の時にその理由を告げられるものとする。第二に、自由を奪われた者は、自己に対する被疑事実を速やかに告げられるものとする。第一の要件は、いかなる自由の剥奪の理由についても広く適用される。なぜなら、「逮捕」とは自由の剥奪の開始を意味するのであるから、当該要件は、逮捕が正式なものであるか否かを問わず、また逮捕の基礎となる理由が合法であるか不適當であるかを問わず、適用される⁷⁵。第二の追加的な要件は、被疑事実に関する告知にのみ適用される⁷⁶。ある被疑事実に基づいてすでに抑留されている者が、関連性のない被疑事実と直面して抑留を命じられる場合、当該関連性のない被疑事実についても速やかに告げられなければならない⁷⁷。

パラグラフ 10

⁶⁶ 1461/2006, 1462/2006, 1476/2006, 1477/2006, Maksudov et al. v. Kyrgyzstan 事件, パラグラフ 12.2

⁶⁷ 1110/2002, Rolando v. the Philippines 事件, パラグラフ 5.5

⁶⁸ 770/1997, Gridin v. Russian Federation 事件, パラグラフ 8.1

⁶⁹ 1449/2006, Umarov v. Uzbekistan 事件, パラグラフ 8.4

⁷⁰ 981/2001, Gómez Casafranca v. Peru 事件, パラグラフ 7.2

⁷¹ 2024/2011, Israil v. Kazakhstan 事件, パラグラフ 9.2

⁷² 1208/2003, Kurbonov v. Tajikistan 事件, パラグラフ 6.5

⁷³ 1412/2005, Butovenko v. Ukraine 事件, パラグラフ 7.6

⁷⁴ 1425/2005, Marz v. Russian Federation 事件, パラグラフ 5.3

⁷⁵ 1460/2006, Yklymova v. Turkmenistan 事件, パラグラフ 7.2(事実上の自宅軟禁)及び 414/1990, Mika Miha v. Equatorial Guinea 事件, パラグラフ 6.5 (大統領令)

⁷⁶ 例えば, Ahmadou Sadio Diallo 事件 (ギニア共和国対コンゴ民主共和国, 国際司法裁判所 2010 年報告書(I.C.J. Reports 2010), 639 頁, パラグラフ 77 (自由権規約委員会の一般的意見 8 号を引用)を参照。

⁷⁷ 635/1995, Morrison v. Jamaica 事件, パラグラフ 22.2–22.3 及び 1397/2005, Engo v. Cameroon 事件,

25. 逮捕されるすべての者が逮捕の理由を告げられることを求める主な目的は、逮捕された者が告げられた理由に根拠がなく又は事実無根であると確信する場合に、釈放を求めることを可能にすることにある⁷⁸。理由には、逮捕の一般的な法的根拠だけでなく、違法行為や被害者とされる者の身元等、申立ての内容を示す程度に十分な事実関係の詳細も含まれていなければならない⁷⁹。「理由」とは、逮捕の正式な根拠に関するもので、逮捕する官憲の主観的な動機ではない⁸⁰。

26. 口頭で逮捕理由を告げれば、この要件を満たす。理由は、逮捕される者が理解する言語で告げられなければならない⁸¹。

27. 逮捕理由の告知は、逮捕の際に、即時になされなければならない。しかしながら、例外的な状況下で、そのような即時の通知が不可能な場合もある。例えば、通訳が同席できるまで告知を遅らせる必要がある場合もあるだろうが、いかなる遅滞であれ、絶対的な必要最小限にとどめなければならない⁸²。

28. 脆弱な者の類型によっては、逮捕される者への直接の告知は、必要であるが、不十分な場合もある。子どもが逮捕される場合、逮捕及びその理由の告知は、両親、後見人又は法定代理人にも直接なされるべきである⁸³。精神障がい者の中には、彼らが指定した者又は家族の中で適切な者にも直接、逮捕及びその理由の告知がなされるべき場合もある。関係のある第三者を特定して連絡をとるのに追加の時間が必要な場合もあるだろうが、告知は、できるだけ早くなされるべきである。

29. 第 2 項の第二の要件は、被疑事実の告知に関するものである。その者が犯した可能性のある犯罪を捜査する目的で又は刑事裁判のために収容する目的で逮捕される者は、容疑がかけられている又は起訴される犯罪について速やかに告げられなければならない。当該告知を受ける権利は、一般の刑事訴追に関連して、また、軍事訴追又は刑罰を科す目的のその他の特別な制度に関連して適用される⁸⁴。

パラグラフ 7.3

⁷⁸ 248/1987, *Campbell v. Jamaica* 事件, パラグラフ 6.3

⁷⁹ 1177/2003, *Ilombe and Shandwe v. Democratic Republic of the Congo* 事件, パラグラフ 6.2

⁸⁰ 1812/2008, *Levinov v. Belarus* 事件, パラグラフ 7.5

⁸¹ 868/1999, *Wilson v. Philippines* 事件, パラグラフ 3.3 及び 7.5

⁸² 526/1993, *Hill and Hill v. Spain* 事件, パラグラフ 12.2

⁸³ 1402/2005, *Krasnov v. Kyrgyzstan* 事件, パラグラフ 8.5 及び一般的意見 32 号パラグラフ 42 また、子どもの権利委員会の一般的意見 10 号パラグラフ 48 を参照。

⁸⁴ 1782/2008, *Aboufaied v. Libya* 事件, パラグラフ 7.6 被疑事実の告知についての要件は、軍事裁判所による被抑留者に対する裁判が規約第 14 条で禁止されている可能性があるかどうかにかかわらず、可能性の

30. 第 2 項は、逮捕される者が被疑事実を「速やかに」告げられると規定しており、必ずしも「逮捕の時に」と規定していない。ある特定の被疑事実がすでにかたまっている場合、逮捕する官憲が、逮捕される者に対して、逮捕の理由及び被疑事実を両方告げる場合もあるだろうし、当局が数時間後に抑留の法的根拠について説明する場合もあるだろう。理由は、逮捕される者が理解できる言語で告げられなければならない⁸⁵。第 2 項の被疑事実の告知の要件は、暫定的な抑留が適切かどうかの判断を容易にすることに資するものであるため、第 2 項は、逮捕される者が、裁判に備えて後に必要となるだろう程度の詳細な被疑事実を告げられることまでは求めている⁸⁶。逮捕に先立って、当局が個人に捜査中の被疑事実についてすでに告げていた場合、第 2 項は、正式な被疑事実を速やかに繰り返して告げることは求めず、逮捕の理由を告げれば足りる⁸⁷。未成年者又はその他の脆弱な者が逮捕される場合、上記パラグラフ 28 で述べたことと同様の配慮が、被疑事実の速やかな告知の際にもあてはまる。

IV. 刑事訴追に関連する抑留の司法統制

31. 第 3 項の第 1 文が「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者」に適用される一方、第 2 文は、刑事上の罪に問われて「裁判に付される者」に関する規定である。第 3 項は、一般の刑事訴追に関連して、また、軍事訴追又は刑罰を科す目的のその他の特別な制度に関連して適用される⁸⁸。

32. 第 3 項は、第一に、刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとする規定している。この要件は、例外なくすべての事件に適用され、それを主張する被抑留者の選択又は能力に左右されることはない⁸⁹。この要件は、正式な被疑事実が主張される前であっても、犯罪行為の容疑で逮捕又は

ある軍事訴追のための抑留にも適用される。1640/2007, *El Abani v. Algeria* 事件, パラグラフ 7.6 及び 7.8

⁸⁵ 493/1992, *Griffin v. Spain* 事件, パラグラフ 9.2

⁸⁶ 一般的意見 32 号パラグラフ 31 及び 702/1996, *McLawrence v. Jamaica* 事件, パラグラフ 5.9

⁸⁷ 712/1996, *Smirnova v. Russian Federation* 事件, パラグラフ 10.3

⁸⁸ 1782/2008, *Aboufaied v. Libya* 事件, パラグラフ 7.6 軍事裁判所による被抑留者に対する裁判が規約第 14 条で禁止されている可能性があるかどうかにかかわらず、第 3 項は、可能性のある軍事訴追のための抑留にも適用される。1813/2008, *Akwanga v. Cameroon* 事件, パラグラフ 7.4–7.5 国際武力紛争においては、軍事訴追の遂行に関する国際人道法上の詳細な規則も、継続して適用がある第 9 条第 3 項の解釈に関連する。下記パラグラフ 64 を参照。

⁸⁹ 1787/2008, *Kovsh v. Belarus* 事件, パラグラフ 7.3–7.5

抑留された者である限り、適用される⁹⁰。この権利は、犯罪捜査又は起訴を受ける者の抑留に司法統制をもたらすことを目的としている⁹¹。ある被疑事実に基づいてすでに抑留されている者が、関連性のない被疑事実の嫌疑もかけられて抑留を命じられる場合、その者は、第二の抑留の統制のために、裁判官の面前に速やかに連れて行かれなければならない⁹²。取り扱う問題との関係で独立性、客観性及び公平性のある当局により司法権が行使されなければならないことは、司法権の適切な行使に内在する本来的なものである⁹³。したがって、検察官を第 3 項にいう司法権を行使する官憲と考えることはできない⁹⁴。

33. 「速やかに」の厳密な意味は、客観的事実によってさまざまであろうが⁹⁵、遅滞は、逮捕時から数日(a few days)を超えるべきではない⁹⁶。委員会の見解としては、個人を移送して裁判所の審問に備えるには、通常、48 時間で十分であり⁹⁷、48 時間を超えての遅滞は、絶対的な例外にとどめられ、諸事情に照らして正当化されなければならない⁹⁸。司法統制を伴わない法執行官の管理下でのより長い抑留は、虐待の危険を不必要に増加させる⁹⁹。ほとんどの締約国の法律は、厳密な時間制限を定めており、48 時間より短い場合もあるが、その場合は当該時間制限を超えるべきではない。少年事件では、例えば 24 時間といった、特に厳格な速やかさの基準が適用されるべきである¹⁰⁰。

34. 個人は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている官憲の面前に実際に出頭するために連れて行かれなければならない¹⁰¹。審問に

⁹⁰ 1128/2002, *Marques de Morais v. Angola* 事件, パラグラフ 6.3–6.4 及び 1096/2002, *Kurbanova v. Tajikistan* 事件, パラグラフ 7.2.

⁹¹ 1914–1916/2009, *Musaev v. Uzbekistan* 事件, パラグラフ 9.3

⁹² 635/1995, *Morrison v. Jamaica* 事件, パラグラフ 22.2–22.3 及び 762/1997, *Jensen v. Australia* 事件, パラグラフ 6.3

⁹³ 521/1992, *Kulomin v. Hungary* 事件, パラグラフ 11.3

⁹⁴ 同上, 1547/2007, *Torobekov v. Kyrgyzstan* 事件, パラグラフ 6.2, 1278/2004, *Reshetnikov v. Russian Federation* 事件, パラグラフ 8.2 及びタジキスタン政府審査の総括所見(CCPR/CO/84/TJK, 2005 年)パラグラフ 12

⁹⁵ 702/1996, *McLawrence v. Jamaica* 事件, パラグラフ 5.6 及び 2120/2011, *Kovalev v. Belarus* 事件, パラグラフ 11.3

⁹⁶ 1128/2002, *Marques de Morais v. Angola* 事件, para. 6.3, 277/1988, *Terán Jijón v. Ecuador* 事件, パラグラフ 5.3 (5 日は速やかとはいえないとされた事案) 及び 625/1995, *Freemantle v. Jamaica* 事件, パラグラフ 7.4 (4 日は速やかとはいえないとされた事案)

⁹⁷ 1787/2008, *Kovsh v. Belarus* 事件, パラグラフ 7.3–7.5

⁹⁸ 同上 また, 336/1988, *Fillastre and Bizouarn v. Bolivia* 事件, パラグラフ 6.4 (予算上の制約は, 10 日間の遅滞を正当化しないとされた事案) も参照。

⁹⁹ ハンガリー政府審査の総括所見(CCPR/CO/74/HUN, 2002 年), パラグラフ 8 を参照。

¹⁰⁰ 子どもの権利委員会的一般的意見 10 号パラグラフ 83

¹⁰¹ 289/1988, *Wolf v. Panama* 事件, パラグラフ 6.2 及び 613/1995, *Leehong v. Jamaica* 事件, パラグラフ 9.5 「司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲」の文言については, 上記パラグラフ 32 を参照。

において被拘留者が実際に出頭することは、身体拘束中に受けた取扱いについて調査する機会を与え¹⁰²、継続して抑留する旨決定された場合に、再度の抑留の施設へ直ちに移送することを容易にする。したがって、これは、身体の安全についての権利並びに拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いの禁止の保護手段としての役目を果たす。当該出頭後の審問及び抑留の合法性又は必要性を裁判官が判断する。その後の審問において、個人は、法的援助を受ける権利を有し、これは、原則として自己が選任した弁護人によるべきである¹⁰³。

35. 裁判官の面前に速やかに連れて行かれることを妨げる、外部との接触を断たれた抑留(Incommunicado detention)は、本来的に、第 3 項に違反する¹⁰⁴。期間及びその他の事実によっては、外部との接触を断たれた抑留は、第 6 条、第 7 条、第 10 条及び第 14 条を含む、規約の他の権利を侵害する場合もある¹⁰⁵。締約国は、抑留の最初から、刑事事件における被拘留者の弁護人との接見を許可し、促進すべきである¹⁰⁶。

36. 個人が裁判官の面前に連れて行かれた後、裁判官は、同人が釈放されるべきか、あるいは追加の捜査又は裁判の待機のために再度抑留されるべきかを決定しなければならない。抑留の継続に適法な根拠がない場合、裁判官は釈放を命じなければならない¹⁰⁷。追加の捜査又は裁判が正当と認められた場合、裁判官は、抑留の必要性がないという理由で、同人が、その後の手続の進行中に、(条件付き又は条件なしで)釈放されるべきであるかを決定しなければならず、これは、第 3 項第 2 文でより十分に扱われている問題である。委員会の見解としては、再度の抑留は、警察の留置場に戻ることを伴うべきではなく、むしろ、被拘留者の権利に対する危険がより容易に軽減されやすい場所である他の当局の管轄下にある別の施設でなされるべきである。

37. 第 3 項第 1 文に規定された第二の要件は、抑留された者は、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有するというものである。この要件

¹⁰² 国連総会決議 43/173 により承認された(approved)「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則(Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment)」原則 37 を参照。

¹⁰³ ケニア政府審査の総括所見(CCPR/C/KEN/CO/3, 2012 年)パラグラフ 19 を参照。また、第 14 条第 3 項(b)及び諸原則(上記注 102)の原則 11 も参照。

¹⁰⁴ 1297/2004, Medjnoune v. Algeria 事件, パラグラフ 8.7

¹⁰⁵ 1781/2008, Berzig v. Algeria 事件, パラグラフ 8.4, 8.5 及び 8.8 並びに 176/1984, Lafuente Peñarrieta v. Bolivia 事件, パラグラフ 16

¹⁰⁶ 一般的意見 32 号パラグラフ 32, 34 及び 38, トーゴ政府審査の総括所見(CCPR/C/TGO/CO/4, 2011 年)パラグラフ 19 並びに下記パラグラフ 58

¹⁰⁷ タジキスタン政府審査の総括所見(CCPR/CO/84/TJK, 2005 年)パラグラフ 12 及び 647/1995, Pennant v. Jamaica 事件, パラグラフ 8.2 を参照

は、公判前の拘留期間、すなわち、逮捕時から第一審の判決時までの拘留期間に限定して適用される¹⁰⁸。極端に長い公判前の拘留は、第 14 条第 2 項の無罪推定をも危うくするだろう¹⁰⁹。公判係属中に釈放されていない者は、その者の防御権と両立する範囲で、できる限り迅速に審理されなければならない¹¹⁰。事件を裁判に付する際の遅延の合理性は、事件の複雑さ、手続中の被告人のふるまい並びに行政機関及び司法機関のその問題への対処方法を考慮して、各事件の諸事情に照らして判断されなければならない¹¹¹。捜査の完了を妨害するものによって追加の時間が正当化される場合もあるが¹¹²、人員不足又は予算上の制約といった一般的な状況は、正当化事由にはならない¹¹³。遅延が避けられなくなった場合、裁判官は、公判前の拘留の代替措置を再度検討しなければならない¹¹⁴。少年の公判前の拘留は、回避されるべきであるが、拘留される場合には、少年は、第 10 条第 2 項(b)に基づき、特に速やかに裁判に付される権利を有する¹¹⁵。

38. 第 9 条第 3 項の第 2 文は、裁判に付される者の拘留は、原則ではなく例外でなければならないと規定している。また、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び（必要な場合における）判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができるとも規定している。この文は、刑事上の罪に問われて裁判に付される者、すなわち被告人が起訴された後に適用されるが、起訴前の類似の要件は、第 1 項の恣意的な拘留の禁止から生じる¹¹⁶。被告人の公判前の拘留は、一般的な慣行であるべきではない。公判係属中の拘留は、逃亡、証拠の工作又は再犯を防止する目的に照らし、すべての諸事情を考慮して合理性及び必要性があるという個別的な判断に基づくものでなければならない¹¹⁷。関連要素は、法律に明記されるべきであり、「公共の安全」といった不明確で広範

¹⁰⁸ 1397/2005, *Engo v. Cameroon* 事件, パラグラフ 7.2 第 9 条第 3 項と第 14 条第 3 項(c)の関係については、一般的意見 32 号パラグラフ 61 を参照。

¹⁰⁹ 788/1997, *Cagas v. Philippines* 事件, パラグラフ 7.3

¹¹⁰ 一般的意見 32 号パラグラフ 35 及び 818/1998, *Sextus v. Trinidad and Tobago* 事件, パラグラフ 7.2

¹¹¹ 1085/2002, *Taright v. Algeria* 事件, パラグラフ 8.2–8.4 及び 386/1989, *Koné v. Senegal* 事件, パラグラフ 8.6 また、677/1996, *Teesdale v. Trinidad and Tobago* 事件, パラグラフ 9.3 (17 ヶ月の遅延が第 3 項に違反するとした事案), 614/1995, *Thomas v. Jamaica* 事件, パラグラフ 9.6 (14 ヶ月近くの遅延が第 3 項に違反しないとした事案) 及び一般的意見 32 号パラグラフ 35 (刑事手続における遅延の合理性に関する要素について論じている)

¹¹² 721/1997, *Boodoo v. Trinidad and Tobago* 事件, パラグラフ 6.2

¹¹³ 336/1988, *Fillastre and Bizouarn v. Bolivia* 事件, パラグラフ 6.5 並びに 818/1998, *Sextus v. Trinidad and Tobago* 事件, パラグラフ 4.2 及び 7.2

¹¹⁴ 1085/2002, *Taright v. Algeria* 事件, パラグラフ 8.3

¹¹⁵ 一般的意見 21 号パラグラフ 13 また、一般的意見 32 号パラグラフ 42 及び子どもの権利委員会の一般的意見 10 号パラグラフ 83 も参照。

¹¹⁶ 1128/2002, *Marques de Morais v. Angola* 事件, パラグラフ 6.1 及び 6.4

¹¹⁷ 1502/2006, *Marinich v. Belarus* 事件, パラグラフ 10.4, 1940/2010, *Cedeño v. Bolivarian Republic of Venezuela* 事件, パラグラフ 7.10 及び 1547/2007, *Torobekov v. Kyrgyzstan* 事件, パラグラフ 6.3

な基準を含むべきではない¹¹⁸。個別的事情を考慮せずに、ある特定の犯罪で起訴された被告人は全員、公判前の拘留が必須だとすべきではない¹¹⁹。また、必要性の判断に基づかずに、起訴された罪で言い渡されうる潜在的な刑罰に基づいて、一定期間の公判前の拘留が決定されるべきでもない。裁判所は、保釈、電子腕輪又はその他の条件といった公判前の拘留の代替措置により、当該事案において拘留の必要性がなくならないかどうかを審査しなければならない¹²⁰。被告人が外国人である場合、その事実を、当該被告人が管轄権外に逃亡する蓋然性があることを立証するのに十分なものとして扱ってはならない¹²¹。公判前の拘留に必要性があるとする最初の判断がなされた後、可能な代替措置に照らして、引き続き合理性及び必要性があるといえるかどうかを判断する定期的な再審査がなされるべきである¹²²。被告人の拘留期間が、起訴された罪で科されうる刑罰の最長期間に達した場合、被告人は釈放されるべきである。少年の公判前の拘留は、可能な限り回避されるべきである¹²³。

V. 違法又は恣意的な拘留から釈放されるための手続をとる権利

39. 第9条第4項は、逮捕又は拘留によって自由を奪われた者に対して、裁判所がその拘留の適法性を遅滞なく決定し、かつ、その拘留が適法でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を与えている。同項は、人身保護令状（ヘイビラス・コーパス、*habeas corpus*）の原則を規定したものである¹²⁴。拘留の事実関係の基礎についての審査は、適切な状況においては、前の拘留の判断の妥当性についての審査に限定される場合もある¹²⁵。

40. この権利は、刑事手続に関連する拘留、軍事的拘留、安全上の拘留、テロリズム対策における拘留、強制入院、入国管理における拘留、犯罪人引渡しのための拘留及び全く根拠のない逮捕を含む、公的な行為による又は公的な授権に従ったすべての拘留に適用される¹²⁶。この権利はまた、浮浪又は麻薬中毒対策と

¹¹⁸ ボスニア・ヘルツェゴビナ政府審査の総括所見(CCPR/C/BIH/CO/1, 2006 年)パラグラフ 18 を参照。

¹¹⁹ アルゼンチン政府審査の総括所見(CCPR/CO/70/ARG, 2000 年)パラグラフ 10 及びスリランカ政府審査の総括所見(CCPR/CO/79/LKA, 2003 年)パラグラフ 13 を参照。

¹²⁰ 1178/2003, *Smantser v. Belarus* 事件, パラグラフ 10.3

¹²¹ 526/1993, *Hill and Hill v. Spain* 事件, パラグラフ 12.3

¹²² 1085/2002, *Taright v. Algeria* 事件, パラグラフ 8.3–8.4

¹²³ 一般的意見 32 号パラグラフ 42 また、子どもの権利委員会の一般的意見 10 号パラグラフ 80 を参照。

¹²⁴ 1342/2005, *Gavrilin v. Belarus* 事件, パラグラフ 7.4

¹²⁵ 1051/2002, *Ahani v. Canada* 事件, パラグラフ 10.2 及び 754/1997, *A. v. New Zealand* 事件, パラグラフ 7.3

¹²⁶ 248/1987, *Campbell v. Jamaica* 事件, パラグラフ 6.4, 962/2001, *Mulezi v. Democratic Republic of the Congo* 事件, パラグラフ 5.2, 1051/2002, *Ahani v. Canada* 事件, パラグラフ 10.2, 1061/2002, *Fijalkowska*

しての抑留，法に抵触した子どもの教育目的の抑留¹²⁷及びその他の形態の行政上の抑留にも適用される¹²⁸。第 4 項にいう抑留には，自宅軟禁及び独房監禁も含まれる¹²⁹。被拘禁者が，司法裁判所が有罪の判断に続いて判決で言い渡した自由刑の最短期間の服役中である場合，その刑が確定期間の刑であるか，より長期になりうる刑の一部であるかにかかわらず，第 4 項は，当該抑留についてのその後の再審査まで求めるものではない¹³⁰。

41. この権利の目的は，継続中の違法な抑留からの（条件なし又は条件付きの）¹³¹釈放であり，すでに終了した違法な抑留に対する賠償は，第 5 項で扱われる。第 4 項は，審査する裁判所が違法な抑留からの釈放を命ずる権限を有することを要件としている¹³²。第 4 項に基づく裁判所の釈放命令が有効（*exécutoire*）になった場合，当該命令は直ちに遵守されなければならない，継続した抑留は，第 9 項第 1 項に違反する恣意的な抑留になるだろう¹³³。

42. 手続をとる権利は，原則として逮捕時から適用され，被抑留者が抑留に対して初めて異議を申し立てることができるまでに長い待機期間があることは許されない¹³⁴。一般に，被抑留者は，本人が裁判所に出頭する権利を有するが，本人がいることが抑留の適法性についての調査に役立ちうる場合，あるいは被抑留者に対する虐待について疑問が生じた場合には，特に重要である¹³⁵。裁判所は，被抑留者が出頭を要求しているかどうかにかかわらず，被抑留者を裁判所に出頭するよう命じる権限を有していなければならない。

43. 違法な抑留には，開始時には適法であったが，個人が拘禁刑の服役を終えたこと又は抑留を正当化していた諸事情が変わったことにより，後に違法となった抑留も含まれる¹³⁶。裁判所が諸事情により抑留が正当化されると判断した後，

v. Poland 事件，パラグラフ 8.4, 291/1988, Torres v. Finland 事件，パラグラフ 7.4 及び 414/1990, Mika Miha v. Equatorial Guinea 事件，パラグラフ 6.5

¹²⁷ 265/1987, Vuolanne v. Finland 事件，パラグラフ 9.5 また，ルワンダ政府審査の総括所見 (CCPR/C/RWA/CO/3, 2009 年)パラグラフ 16（浮浪対策としての抑留の廃止を勧告）

¹²⁸ モルドバ共和国政府審査の総括所見(CCPR/CO/75/MDA, 2002 年)パラグラフ 11

¹²⁹ 1172/2003, Madani v. Algeria 事件，パラグラフ 8.5 及び 265/1987, Vuolanne v. Finland 事件，パラグラフ 9.5

¹³⁰ 954/2000, Minogue v. Australia 事件，パラグラフ 6.4 及び 1342/2005, Gavrilin v. Belarus 事件，パラグラフ 7.4 しかしながら，第 14 条第 5 項は，刑事被告人に対し，第一審の有罪判決に対して上級裁判所に一度上訴する権利を保障している（一般的意見 32 号パラグラフ 45）。

¹³¹ 473/1991, Barroso v. Panama 事件，パラグラフ 2.4 及び 8.2（保釈のための人身保護令状）

¹³² 1324/2004, Shafiq v. Australia 事件，パラグラフ 7.4

¹³³ 856/1999, Chambala v. Zambia 事件，パラグラフ 7.2

¹³⁴ 291/1988, Torres v. Finland 事件，パラグラフ 7.2（7 日間）

¹³⁵ 諸原則（上記注 102）原則 32 パラグラフ 2 及び一般的意見 29 号パラグラフ 16 を参照

¹³⁶ 1090/2002, Rameka v. New Zealand 事件，パラグラフ 7.3–7.4

個人が再び類似の理由に基づいて手続をとる権利を有するまで、当該関連性のある諸事情の性質により、適切な期間の経過が必要な場合もある¹³⁷。

44. 「違法な」抑留には、国内法に違反する抑留及び規約第 9 条第 1 項又はその他の関連条項の要件に抵触する抑留の両方が含まれる¹³⁸。抑留についての裁判所の審査を確保するために国内法制度が異なる方法を設けている場合もあるが、第 4 項は、国内法又は規約の規定のいずれか一つにより違法であるいかなる抑留に対しても司法的な救済措置が存在することを求めている¹³⁹。例えば、子の最善の利益でない抑留から子どもを釈放するよう命ずる家庭裁判所の権限は、関連事案において第 4 項の要件を満たすとされる場合もある¹⁴⁰。

45. 第 4 項は、個人に対して、「裁判所」において手続をとる権利を与えているが、ここにいう「裁判所」とは、通常、司法府内の裁判所であるべきである。例外的に、抑留の形態によっては、立法により特別裁判所における手続が定められる場合があるが、その場合には法律によって定められていなければならない、行政府及び立法府の機関から独立しているか、あるいは司法的な性格を有する手続において法的事項を決定する際に司法府の独立性を享受しているかのいずれかでなければならない¹⁴¹。

46. 第 4 項は、抑留されている者又はその代理人に対して、手続をとることについて選択の余地を残しており、第 3 項と異なり、個人を抑留する当局によって自動的に審査が開始されるようには規定していない¹⁴²。ある特定の種類の被抑留者を第 4 項に定める審査の対象から排除する法律は、規約に違反する¹⁴³。外部との接触を断たれた抑留(Incommunicado detention)を含む、個人の当該審査の利用を事実上不可能にする慣行もまた、違反に該当する¹⁴⁴。効果的な審査を促進する

¹³⁷ 同上（有罪判決後の予防的抑留の 1 年に一度の審査）、754/1997, *A. v. New Zealand* 事件、パラグラフ 7.3（入院についての定期的審査）及び 291/1988, *Torres v. Finland* 事件、パラグラフ 7.4（犯罪人引渡しのための抑留についての 2 週間に一度の審査）

¹³⁸ 1255,1256,1259,1260,1266,1268,1270,1288/2004, *Shams et al. v. Australia* 事件、パラグラフ 7.3

¹³⁹ 同上

¹⁴⁰ 1069/2002, *Bakhtiyari v. Australia* 事件、パラグラフ 9.5

¹⁴¹ 1090/2002, *Rameka v. New Zealand* 事件、パラグラフ 7.4（仮釈放委員会(Parole Board)が裁判所のように司法的な職務を果たすことができるのかについて論じた事案）、291/1988, *Torres v. Finland* 事件、パラグラフ 7.2（内務大臣による審査が不適当だとした事案）、265/1987, *Vuolanne v. Finland* 事件、パラグラフ 9.6（軍隊の上級士官による審査が不適当だとした事案）及び一般的意見 32 号パラグラフ 18–22

¹⁴² 373/1989, *Stephens v. Jamaica* 事件、パラグラフ 9.7

¹⁴³ R.1/4, *Torres Ramírez v. Uruguay* 事件、パラグラフ 18 及び 1449/2006, *Umarov v. Uzbekistan* 事件、パラグラフ 8.6

¹⁴⁴ R.1/5, *Hernández Valentini de Bazzano et al. v. Uruguay* 事件、パラグラフ 10、1751/2008, *Aboussedra v. Libyan Arab Jamahiriya* 事件、パラグラフ 7.6 及び 1061/2002, *Fijalkowska v. Poland* 事件、パラグラフ 8.4（国家の懈怠により患者が強制入院に対して異議申立てをすることができなかったとし

ために、被拘留者は、速やかかつ定期的な弁護人との接見の機会を与えられるべきである。被拘留者は、その者が理解する言語で、自身の拘留の適法性に関する決定を受けるための手続をとる権利があることを告げられるべきである¹⁴⁵。

47. 自由を奪われた者は、単に手続をとる権利だけではなく、遅滞なく決定を受ける権利も有する。権限のある裁判所が拘留された者の釈放の申立について決定を下すことを拒むことは、第 4 項に違反する¹⁴⁶。事件の裁定は、できる限り迅速に行われるべきである¹⁴⁷。申立人の責めに帰する遅延は、裁判所の遅延とはみなされない¹⁴⁸。

48. 規約は、拘留の適法性を是認する裁判所の決定が上訴の対象になることまでは求めている。締約国が上訴又はさらなる審級の規定を置く場合、遅延といえるかは、手続の変化する性質によるだろうが、いかなる場合でも、過度の遅延になってはならない¹⁴⁹。

VI. 違法又は恣意的な逮捕又は拘留に対する賠償を受ける権利

49. 第 9 条第 5 項は、違法に逮捕され又は拘留された者は、賠償を受ける権利を有すると規定している。第 4 項と同様に、第 5 項は、人権侵害に対する効果的な救済措置の具体的な例を明示しており、締約国はこれを提供することを求められている。これらの具体的な救済措置は、規約第 2 条第 3 項に基づいて違法又は恣意的な逮捕又は拘留の被害者のために、ある特定の状況下で求められる他の救済措置に代わるものではなく、包含されるものである¹⁵⁰。第 4 項が進行中の違法な拘留からの釈放という迅速な救済措置を規定している一方、第 5 項は、違法な逮捕又は拘留の被害者が金銭的賠償を受ける権利も有していることを明らかにしている。

50. 第 5 項は、締約国に対し、恩恵又は裁量としてではなく、執行可能な権利として、被害者に賠償が与えられる法的枠組みを制定することを義務付けてい

た事案)

¹⁴⁵ 諸原則 (上記注 102) 原則 13-14

¹⁴⁶ 1128/2002, *Marques de Morais v. Angola* 事件, パラグラフ 6.5

¹⁴⁷ 291/1988, *Torres v. Finland* 事件, パラグラフ 7.3

¹⁴⁸ 1051/2002, *Ahani v. Canada* 事件, パラグラフ 10.3

¹⁴⁹ 1752/2008, *J.S. v. New Zealand* 事件, パラグラフ 6.3-6.4 (第一審に 8 日間, 第二審に 3 週間, 第三審に 2 ヶ月間にかかったが, 当該事案においては要件を満たすとした事案)

¹⁵⁰ 一般的意見 31 号パラグラフ 16 及び 18, 238/1987, *Bolaños v. Ecuador* 事件, パラグラフ 10 及び 962/2001, *Mulezi v. Democratic Republic of the Congo* 事件, パラグラフ 7

る。この救済措置は、単に理論上存在するだけでなく、効果的に機能していなければならない。第 5 項は、手続の厳密な形態までは規定しておらず、効果的である限り、国家自体を相手方とする救済措置を含む場合もあり、あるいは侵害に責任のある個々の公務員を相手方とする救済措置を含む場合もある¹⁵¹。第 5 項は、すべての形態の違法な逮捕に対して賠償をする一つの手続を制定することを求めているわけではなく、第 5 項の適用があるすべての事件において賠償がなされる手続の効果的な制度が存在することを求めている。第 5 項は、締約国に対して、被害者を自発的に賠償することを義務付けているわけではなく、むしろ、締約国が賠償のための手続の開始を被害者のイニシアチブに委ねることを許容している¹⁵²。

51. 第 5 項にいう違法な逮捕及び抑留には、刑事手続中若しくは刑事ではない手続中又は手続を完全に欠く状態で生じた逮捕及び抑留が含まれる¹⁵³。逮捕又は抑留の「違法な」性質は、国内法違反、又は実質的に恣意的な抑留及び 9 条の他の規定の手続的要件に違反する抑留等、規約自体の違反から生じうる¹⁵⁴。しかしながら、第一審であれ上訴審であれ、刑事被告人が最終的に無罪になった事実をもって、それに先立つ抑留が「違法」になることはない¹⁵⁵。

52. 第 5 項に規定されている金銭的賠償は、違法な逮捕又は抑留から生じた金銭的及び非金銭的損害のみに関するものである¹⁵⁶。逮捕の違法性が、表現の自由等、他の人権侵害から生じている場合、締約国は、規約第 2 条第 3 項で規定されているように、当該他の侵害との関係で賠償又はその他の補償を提供するさらなる義務を負う場合もある¹⁵⁷。

¹⁵¹ カメルーン政府審査の総括所見(CCPR/C/CMR/CO/4, 2010 年), パラグラフ 19, ガイアナ政府審査の総括所見(CCPR/C/79/Add.121, 2000 年), パラグラフ 15, アメリカ合衆国政府審査の総括所見(A/50/40, 1995 年) パラグラフ 299, アルゼンチン政府審査の総括所見(A/50/40, 1995 年) パラグラフ 153, 1885/2009, Horvath v. Australia 事件, パラグラフ 8.7 (救済措置の有効性について論じた事案), 1432/2005, Gunaratna v. Sri Lanka 事件, パラグラフ 7.4 及び一般的意見 32 号パラグラフ 52 (違法な有罪判決に対する賠償の要件)

¹⁵² 414/1990, Mika Miha v. Equatorial Guinea 事件, パラグラフ 6.5 及び 962/2001, Mulezi v. Democratic Republic of the Congo 事件, パラグラフ 5.2

¹⁵³ 754/1997, A. v. New Zealand 事件, パラグラフ 6.7 及び 7.4, 188/1984, Martínez Portorreal v. Dominican Republic 事件, パラグラフ 11 並びに 962/2001, Mulezi v. Democratic Republic of the Congo 事件, パラグラフ 5.2

¹⁵⁴ 1128/2002, Marques de Morais v. Angola 事件, パラグラフ 6.6 また, 328/1988, Zelaya Blanco v. Nicaragua 事件, パラグラフ 10.3 (恣意的な抑留), 728/1996, Sahadeo v. Guyana 事件, パラグラフ 11 (第 9 条第 3 項違反) 及び R.2/9, Santullo Valcada v. Uruguay 事件, パラグラフ 12 (第 9 条第 4 項違反) も参照。

¹⁵⁵ 432/1990, W.B.E. v. Netherlands 事件, パラグラフ 6.5 及び 963/2001, Uebergang v. Australia 事件, パラグラフ 4.4

¹⁵⁶ 1157/2003, Coleman v. Australia 事件, パラグラフ 6.3

¹⁵⁷ 同上パラグラフ 9, 1128/2002, Marques de Morais v. Angola 事件, パラグラフ 8 及び一般的意見 31

VII. 第 9 条と規約の他の条項との関係

53. 第 9 条の手続的及び実体的保障は、規約の他の保障と重なり合い、相互に作用している。例えば、抑留されている刑事被告人を裁判に付すのが遅れた場合に、第 9 条第 3 項と第 14 条第 3 項(c)の両方に違反する可能性があるように、独立して第 9 条違反と他の条項違反に該当する行為態様もある。例えば、抑留が第 19 条違反となる表現の自由に対する処罰に該当するという事実をもって、当該抑留が恣意的になる場合があるように、第 9 条第 1 項の内容が、他の条項の内容によって明らかになる場合も時々ある¹⁵⁸。

54. 第 9 条はまた、身体に対する脅迫又は身体の自由に対する脅し等、委員会に協力し又は通報したことに対する報復から個人を保護するという規約及び選択議定書に基づく締約国の義務を強化している¹⁵⁹。

55. 規約第 6 条で保障されている生命に対する権利は、第 6 条第 1 項の生命の保護を受ける権利も含め、第 9 条第 1 項で保障されている身体の安全についての権利と重なり合う場合がある。身体の安全についての権利は、生命を脅かさない傷害も扱う分だけより広範だと考えられるだろう。それ自体が生命を脅かす極端な形態の恣意的な抑留は、身体の自由及び身体の安全についての権利並びに生命の保護を受ける権利を侵害し、特に強制失踪がこれにあたる¹⁶⁰。

56. 恣意的な抑留は、拷問及び虐待の危険を生み出し、第 9 条のいくつかの手続的保障は、当該危険の可能性を減少させる役目を果たしている。長期に及ぶ外部との接触を断たれた抑留(Incommunicado detention)は、第 9 条に違反し、一般に、第 7 条違反だともみなされるだろう¹⁶¹。身体の安全についての権利は、第 7 条でも保護されている身体的及び精神的完全性(integrity)の利益を保護している

¹⁶²。

号パラグラフ 16

¹⁵⁸ 上記パラグラフ 17 も参照。

¹⁵⁹ 一般的意見 33 号パラグラフ 4 及び 241 and 242/1987, *Birindwa ci Birhashwirwa and Tshisekedi wa Mulumba v. Zaire* 事件, パラグラフ 12.5 また, モルディブ政府審査の総括所見(CCPR/C/MDV/CO/1, 2012 年)パラグラフ 26 を参照。

¹⁶⁰ 449/1991, *Mojica v. Dominican Republic* 事件, パラグラフ 5.4 並びに 1753/2008, *Guezout et al. v. Algeria* 事件, パラグラフ 8.4 及び 8.7

¹⁶¹ 1782/2008, *Aboufaied v. Libya* 事件, パラグラフ 7.4 及び 7.6 並びに 440/1990, *El-Megreisi v. Libyan Arab Jamahiriya* 事件, パラグラフ 5.4

¹⁶² 一般的意見 20 号パラグラフ 2

57. 長期に及ぶ恣意的な抑留等、個人が身体的自由又は安全に対する重大な侵害を受ける現実の危険に直面していると信ずるに足る十分な理由がある国へ当該個人を送還することは、規約第 7 条で禁じられている非人道的な取扱いに該当する場合がある¹⁶³。

58. 拷問の防止に必要不可欠いくつかの保護手段は、あらゆる形態の抑留下にある者を恣意的な抑留及び身体的安全に対する侵害から保護するためにも必要である¹⁶⁴。以下の例は、網羅的なものではない。被抑留者は、抑留場所として正式に認められた施設にのみ収容されるべきである。中央公式記録は、名前、抑留場所、到着及び出発時刻並びに抑留の責任者の名前が記載され、親族を含む関係者が容易に利用可能及びアクセス可能な状態にしておくべきである¹⁶⁵。独立した医療関係者及び弁護士への、また、抑留の正当な目的から必要な場合は適切な監視下で家族への、速やかかつ定期的なアクセスが与えられるべきである¹⁶⁶。被抑留者は、その者の理解する言語で、自己の権利について速やかに告げられるべきである¹⁶⁷。点字を含む適切な言語で書かれた情報リーフレットを配布することは、しばしば被抑留者がその情報を保持する助けになるだろう。抑留された外国籍者は、自国の領事館の当局と、庇護希望者の場合には、国際連合難民高等弁務官事務所と連絡を取る権利について告げられるべきである¹⁶⁸。メンタルヘルス施設を含むすべての抑留場所を訪問及び視察する独立かつ公平なメカニズムが構築されるべきである。

59. 自由を奪われた者の抑留の処遇について扱う規約第 10 条は、主に抑留の事実について扱う第 9 条を補完する。同時に、第 9 条第 1 項の身体的安全についての権利は、抑留されている者と抑留されていない者の両方の取扱いに関するものである。抑留において普及している処遇が抑留の目的に照らして適切かどうかは、抑留が第 9 条にいう恣意的なものかどうかを判断する際の一要素となる場合がある¹⁶⁹。(弁護士との接見及び家族との面会の否定など) 抑留の処遇によっては、第 9 条第 3 項及び第 4 項の手續違反となる場合もある。第 10 条第 2 項(b)は、公判前の被抑

¹⁶³ 一般的意見 31 号パラグラフ 12

¹⁶⁴ 一般的意見 20 号パラグラフ 11 及び拷問禁止委員会の一般的意見 2 号パラグラフ 13

¹⁶⁵ アルジェリア政府審査の総括所見(CCPR/C/DZA/CO/3, 2007 年)パラグラフ 11 を参照。

¹⁶⁶ 諸原則(上記注 102)原則 17-19 及び 24 並びに子どもの権利委員会の一般的意見 10 号パラグラフ 87 を参照。

¹⁶⁷ 諸原則(上記注 102)原則 13-14 及び総会決議 45/113 で採択された、自由を奪われた少年の保護のための国際連合規則(United Nations Rules for the Protection of Juveniles Deprived of their Liberty), パラグラフ 24-25 (抑留された少年に対する権利の説明について)を参照。

¹⁶⁸ 諸原則(上記注 102)原則 16 パラグラフ 2 を参照。

¹⁶⁹ 上記パラグラフ 14, 18 及び 21 を参照。

留者が迅速に裁判に付されなければならないという第 9 条第 3 項の要件を、少年のために強化するものである。

60. 規約第 12 条で保護されている移動の自由と第 9 条で保護されている身体
の自由は、互いに補完し合っている。抑留は、移動の自由に対する制約の特に厳し
い形態であるが、状況によっては、両条項が共に機能する場合もある¹⁷⁰。移住者
を強制的に移送する過程における抑留は、しばしば移動の自由に対する制約を強制
する手段として用いられる。第 9 条は、追放、送還又は犯罪人引渡しの履行にお
けるこのような抑留の利用について扱っている。

61. 民事及び刑事裁判についての規約第 9 条と第 14 条の関係については、す
でに説明した¹⁷¹。第 9 条は、自由の剥奪について扱っており、第 14 条の範囲内の
民事的又は刑事的手続に関連して自由の剥奪が生じる事案は限られている。第 9
条第 2 項ないし第 5 項の手続的要件は、実際に逮捕又は抑留が生じた場合にのみ、第
14 条の範囲内の手続と関連して適用される¹⁷²。

62. 規約第 24 条第 1 項は、すべての子どもに対し、「未成年者としての地位に
必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置についての権利」を与
えている。この規定により、第 9 条で一般的に規定されているすべての者を対象に
した措置に加えて、すべての子どもの身体的自由及び安全を保護する特別措置の採
用が必要となる¹⁷³。子どもは、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ自由
を剥奪されることが許容される¹⁷⁴。自由の剥奪の各類型で適用されるその他の要件
に加え、自由の剥奪の開始又は継続に関するすべての決定において、子の最善の利
益が第一に考慮されなければならない¹⁷⁵。委員会は、特定の自由の剥奪それ自体が、
子の最善の利益となりうる場合もあることを認める。子どもを施設での養護の下に
置くことは、第 9 条にいう自由の剥奪に該当する¹⁷⁶。子どもから自由を奪う決定

¹⁷⁰ 一般的意見 27 号パラグラフ 7, 1134/2002, Gorji-Dinka v. Cameroon 事件, パラグラフ 5.4–5.5 (自
宅軟禁)並びに 138/1983, Mpandanjila et al. v. Zaire 事件, パラグラフ 8 及び 10

¹⁷¹ 上記パラグラフ 38 及び 53 を参照。

¹⁷² 263/1987, González del Río v. Peru 事件, パラグラフ 5.1 及び 1758/2008, Jessop v. New Zealand 事件,
パラグラフ 7.9–7.10

¹⁷³ 一般的意見 17 号パラグラフ 1 及び 32 号パラグラフ 42–44

¹⁷⁴ チェコ共和国政府審査の総括所見(CCPR/C/CZE/CO/3, 2013 年)パラグラフ 17 及び子どもの権利条約第
37 条(b)を参照。

¹⁷⁵ 1069/2002, Bakhtiyari v. Australia 事件, パラグラフ 9.7 また、子どもの権利条約第 3 条第 1 項を参
照。

¹⁷⁶ 子どもの権利委員会の一般的意見 10 号パラグラフ 11 及び自由を奪われた少年の保護のための国際連合
規則(United Nations Rules for the Protection of Juveniles Deprived of their Liberty)パラグラフ 11 (b) を
参照。これに対して、両親又は家族による通常の監督は、小さい子どもは特に、大人にとっては不適切であ
ろう程度の移動に対する制御を伴う場合もあるが、これは自由の剥奪とはならない。毎日学校に出席するこ
とを求めることも自由の剥奪とはならない。

は、継続的な必要性及び妥当性があるかどうかの定期的な再審査を受けなければならない¹⁷⁷。子どもは、直接、あるいは法的又はその他の適切な援助を通じて、自由の剥奪の決定に関して審問を受ける権利を有しており、その際に用いられる手続は、子どもに適したものであるべきである¹⁷⁸。違法な抑留から釈放される権利は、子どもを自己管理状態にする単なる釈放ではなく、その子の家族の下へ戻すか、あるいは子どもの最善の利益と一致する代替的な養護形態の下に置くことになるだろう¹⁷⁹。

63. 規約第 2 条第 1 項に照らすと、締約国は、その領域内にいるすべての者及びその管轄に属するすべての者の第 9 条に基づく権利を尊重し、確保する義務を負っている¹⁸⁰。逮捕又は抑留により国家の実効的支配下に人が連れて来られることからすると、締約国は、その領域外においても恣意的に又は違法に個人を逮捕又は抑留してはならない¹⁸¹。締約国は、領域外にある者に対して、特に、長期に及ぶ外部との接触を断つ抑留(Incommunicado detention)をしたり、これらの者から抑留の適法性に関する審査の機会を奪ったりしてはならない¹⁸²。国家の領域外のどこで逮捕されたかは、第 3 項の迅速性の評価に関連する事情となりうる。

64. 規約第 4 条に関して、第一に、国際人道法の規則が適用される武力紛争の状況下でも、規約の他の条項と同様、第 9 条は適用されるというのが委員会の見解である¹⁸³。第 9 条の解釈の目的に照らして、国際人道法の規則が関連してくる場合もあるが、両法分野は相互補完的なものであって、互いに排他的なものではない¹⁸⁴。国際人道法により認められ、規定され、これを遵守した安全上の抑留は、原則として、恣意的ではない。紛争の状況下では、赤十字国際委員会によるすべての抑留場所へのアクセスが、身体的自由及び安全についての権利の必要不可欠な追加的保護手段となる。

65. 第 9 条は、規約第 4 条第 2 項の免脱しえない権利の列挙の中には含まれ

¹⁷⁷ 上記パラグラフ 12 参照。子どもの権利条約第 37 条(d)及び 25 条

¹⁷⁸ 一般的意見 32 号パラグラフ 42-44 及び子どもの権利委員会の一般的意見 12 号パラグラフ 32-37

¹⁷⁹ UNHCR の抑留ガイドライン（上記注 45）パラグラフ 54（「可能な場合、同伴者のいない又は分離された子どもは、庇護国内にすでに住居を有している家族の養護の下へ釈放されるべきである。これが不可能な場合、子どもが適切な監督を受けることを確保するため、児童養護を管轄する省庁によって、里親や養護施設等の代替的な養護の調整がなされるべきである。」）

¹⁸⁰ 一般的意見 31 号パラグラフ 10

¹⁸¹ 同上、52/1979, Saldías de López v. Uruguay 事件、パラグラフ 12.1-13, R.13/56, Celiberti de Casariego v. Uruguay 事件、パラグラフ 10.1-11 及び 623,624,626,627/1995, Domukovsky et al. v. Georgia 事件、パラグラフ 18.2

¹⁸² アメリカ合衆国政府審査の総括所見(CCPR/C/USA/CO/3, 2006 年)パラグラフ 12 及び 18

¹⁸³ 一般的意見 31 号パラグラフ 11 及び 29 号パラグラフ 3

¹⁸⁴ 一般的意見 31 号パラグラフ 11 並びに 29 号パラグラフ 3, 12 及び 16

ていないが、締約国の免脱権限には限度がある。武力紛争又は他の公の緊急事態の状況下において第 9 条に規定された通常の手続を免脱する締約国は、当該免脱が、事態の緊急性が真に必要なとする限度を超えないことを確保しなければならない¹⁸⁵。免脱措置は、自由の剥奪に関する国際人道法上の規定及び非差別を含む、締約国の国際法上の他の義務とも一致していなくてはならない¹⁸⁶。したがって、人質にとること、誘拐又は非公認の抑留の禁止は、免脱の対象とはならない¹⁸⁷。

66. 委員会の意見では第4条に基づく適法な免脱の対象となりえない第 9 条の他の要素がある。恣意的な抑留の基本的保障は免脱しえないものであり、第 4 条の適用がある状況でも、諸事情の下で合理性又は必要性がない自由の剥奪を正当と認めることはできない¹⁸⁸。しかしながら、国民の生存を脅かす公の緊急事態の存在及び性質が、特定の逮捕又は抑留が恣意的であるかどうかの判断に関連する場合もある。規約により保護されている別の権利の解釈によって自由の剥奪が恣意的かどうか性格づけられる場合には、他の免脱しうる権利の有効な免脱が関連する場合もある。国際武力紛争中は、国際人道法の実体的及び手続的規則が適用される状態が続き、免脱しうる場合を限定し、これにより恣意的な抑留の危険を軽減するのに役立つ¹⁸⁹。そのような状況以外では、厳格な必要性及び比例性 (proportionality) の要件が、安全上の抑留を伴ういかなる免脱措置も抑制する。ここにいう安全上の抑留は、上記パラグラフ 15 で説明したように¹⁹⁰、期間が制限されていなくてはならず、上記パラグラフ 45 にいう裁判所の審査を含む、恣意的な適用を防止する手続を伴わなければならない¹⁹¹。

67. 身体的自由を保護している手続的保障が、免脱しえない権利の保護を潜脱しうる免脱措置の対象となることは絶対に許されない¹⁹²。第 6 条及び第 7 条の権利を含む、免脱しえない権利を保護するため、裁判所が抑留の適法性を遅滞なく決定できるように裁判所において手続をとる権利は、免脱措置によって縮小されてはならない¹⁹³。

¹⁸⁵ 一般的意見29号パラグラフ4-5 締約国の軍隊が海外の平和維持活動に参加したことにより免脱措置を正当化する緊急事態が発生した場合、当該免脱措置の地理的及び実質的範囲は、平和維持活動の緊急性に限定されなければならない。

¹⁸⁶ 一般的意見 29 号パラグラフ 8-9

¹⁸⁷ 同上, パラグラフ 13 (b)

¹⁸⁸ 同上, パラグラフ 4 及び 11

¹⁸⁹ 同上, パラグラフ 3

¹⁹⁰ 同上, パラグラフ 4, 11 及び 15

¹⁹¹ 同上, パラグラフ 16 及び下記パラグラフ 67

¹⁹² 一般的意見 32 号パラグラフ 6

¹⁹³ 一般的意見 29 号パラグラフ 16

68. 第 9 条の特定の条項に対する留保が許容される場合もあるが、締約国が恣意的な逮捕又は抑留に携わる権利を留保することは、規約の趣旨及び目的と両立しないだろう¹⁹⁴。

¹⁹⁴ 一般的意見 24 号パラグラフ 8